

## 101 パッケージデザイン等支援事業

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・制作する経費または美郷雪華を活用した商品やブランド認定商品の商品宣伝資材等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	対象経費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

## 102 ビジネスマッチング支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等が販路開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額10万円) ※ブランド認定商品は上限額20万円

## 103 海外ビジネス推進事業

海外ビジネスを推進するとともに、来町意欲を喚起するための町のPRを図る町内事業者等に対し、海外販路の開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費および外国人向け情報発信に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額50万円) ※ブランド認定商品は上限額60万円

## 104 インターネット販売販路開拓支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等がインターネットを利用した販路開拓を行う環境整備に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額20万円)

# くらし・環境、まちづくりに関すること

## くらし・環境に関すること

### 105 資源ごみ集団回収促進助成事業

資源ごみの再資源化推進のため、行政区が主体となって実施する資源ごみ集団回収(売り払い等含む)に対し、対象品目の年間回収量に応じた助成金を交付します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	行政区
対象品目	アルミ缶類、スチール缶類、一升びん(茶色・緑色)、ビールびん
助成額等	【200kg以上400kg未満】 4,000円 【400kg以上600kg未満】 7,000円 【600kg以上800kg未満】 1万円 【800kg以上】 1万3,000円

### 106 ごみ集積施設設置費補助事業

環境の浄化と公衆衛生のため、ごみ集積所を設置・更新または修繕整備(1万円以上のもの)する場合に整備費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	町内会、自治会、集落等
助成額等	整備費の3分の2以内の額 (上限額20万円)

## 107 生ごみコンポスト設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理コンポストを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額  
(上限額5,000円)  
※設置個数の上限なし

## 108 生ごみ処理機設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理機を設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額  
(上限額5万円)  
※1世帯につき1台限り

## 109 町営墓地の使用について

墓地のない方が墓地を設置しようとする場合、町で管理している町営墓地および墓地公園を使用することができます。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 ・美郷町に本籍または住所を有する方  
・美郷町に本籍または住所を有しないが本町出身者であり、町内に縁故者が居住している方

助成額等 区画の空き状況や永代使用料等については、お問い合わせください。

## 110 危険空家解体補助事業

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、適正な管理がされておらず、周囲に危険をおよぼす恐れのある空家(危険空家)の解体費用の一部を補助します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 町内の空家の所有者等で、町から危険空家の管理等について、助言・指導等を受けた方  
(町税の完納等補助要件を満たす方)

助成額等 解体費用の2分の1以内の額  
特定空家等に認定されたもの(上限額80万円)  
危険空家と認められたもの(上限額50万円)

## 111 住宅リフォーム緊急支援事業

安心安全で快適な生活を営むことができるよう住環境の質の向上または自然災害による被害からの復旧の促進を図るため、住宅リフォーム工事費や復旧工事費の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

対象者 自ら居住する住宅のリフォーム工事を行う方、自然災害で被害を受けた住宅等の復旧工事を行う方

助成額等 事業費の10分の1の額(上限額10万円)  
※対象事業費 50万円以上  
自然災害による被害の復旧の場合は20万円以上(り災証明が必要、災害ごとに1回限り)  
※施工業者は町内事業者に限ります。  
※この助成を受けてから一定年数を経過した方は、再度申請することができません。  
【同一部位】10年以上経過  
【それ以外】5年以上経過

## 112 耐震改修促進事業

一般住宅の耐震化促進のため、耐震診断および耐震改修に係る費用の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

対象者 昭和56年5月31日以前に建築された町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方

助成額等 【耐震診断費用】定額13万円(うち自己負担1万円)  
【耐震改修費用】耐震改修の3分の1の額  
町内事業者施工 上限額70万円  
町外事業者施工 上限額60万円

## 113 水道遠距離給水管敷設補助事業

町水道本管から宅地間の公道に給水管を敷設する工事費の一部(10mを超える距離)を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者 水道給水区域内に居住の方

助成額等 公道に敷設する給水管で、町水道本管から10mを超えた部分の工事費の2分の1の額  
(上限額50万円)

## 114 下水道接続工事補助事業

水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため、新規に下水道接続工事を実施する場合、接続工事費用の一部を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域内に居住の方
助成額等	既存住宅において新規に接続し、町内業者が施工した場合、対象工事費の2分の1以内の額(上限額20万円)

## 115 合併浄化槽導入促進事業・水質環境保全事業

水質保全のため、合併浄化槽設置費用の一部を助成します。合併浄化槽設置後は、水質検査費用を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域以外に居住(予定)の方
助成額等	【合併浄化槽設置費用の助成】 居住人数等により助成額が変わります。 (例) 5人槽 限度額 44万円 7人槽 限度額 52万4,000円 ※町内業者が施工した場合、上記限度額に2万円加算されます。 ※合併浄化槽の更新は対象外となります。 【水質検査費用の助成】 毎年 5,000円

## 116 冬期推定使用水量による推定料金の運用

水道と農業集落排水(一部下水道)の冬期の使用料を、夏期と同程度の料金を納入できるように調整します。これにより、春の精算額が高額になることを防ぐことができます。春の検針後に精算を行うことにより、公平性を保ちます。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	水道または農業集落排水処理区域内(一部下水道区域内)に居住している方
内容	9月から11月の使用水量から平均使用水量を決定し、それに基づいた推定料金を請求します。春の検針後に精算を行います。

## 117 家庭用飲用井戸等整備事業

安定的な飲用水の確保を図るため、水道給水区域外の地下水を水源としている地域において、家庭用飲用井戸や、飲用水の供給設備を設置する場合等に必要な経費を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	水道給水区域外に居住の方
助成額等	【対象設備】ボーリング・取水管・ポンプ・給水管・貯水タンク・浄水設備の各工事費用および水質検査費用 ※仕様により制限があります。 【助成額】2分の1以内の額(上限50万円) ※上限額まで再度申請が可能ですが、同一設備は1回限りの申請となります。

各種制度案内  
まちづくり

## まちづくりに関すること

### 118 除排雪支援事業(除雪機械の貸出)

地域の高齢者世帯や集会施設等の除排雪作業を地域ぐるみで行う活動を支援するため、除排雪事故防止を啓蒙しながら、ハンドガイド式除雪機械を貸し出します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	自主防災組織、行政区、自治会、住民活動団体 ※団体の代表者が申請できます。営利目的および個人的利用は対象外です。
内容	貸出期間は最大4日間で貸出料は無料(燃料は申請者が負担)です。各ふれあい館へ電話にて事前予約をしてから貸出申請をしてください。 【ハンドガイド式除雪機械(除雪幅91cm、275kg)】 北ふれあい館1台(☎87-6550) 中央ふれあい館1台(☎84-2822) 南ふれあい館1台(☎84-4915) ※積込用アルミブリッジも貸し出しますが、除雪機械を運搬する車両(軽トラック以上)は用意してください。

## 119 美郷暮らしサポート事業

定住者の増加および地域の活性化を図るため、町内外在住者が美郷町に新規に家屋を取得し定住した場合、美郷暮らし促進奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	町内に5年以上定住することを目的として、令和5年に家屋を取得・新築した町民や町外在住者等
助成額等	交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

## 120 空き家等活用移住定住促進事業

空き家や空き地の解消および町への移住と定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家や空き地を活用した法人等が行う宅地分譲、分譲住宅や民間賃貸住宅の整備に対する補助金や空き家バンク登録物件の売買が成約した場合に奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班  
☎0187(84)4909

対象者	①②法人(宅地建物取扱業の免許が必要となる場合があります) ③個人または法人 ④空き家バンク登録物件の所有者
助成額等	①宅地分譲整備事業 空き家解体後に宅地分譲を整備 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) ②分譲住宅建設事業 空き家解体後または空き地に分譲住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額 (上限額100万円/分譲住宅1棟) ③賃貸住宅建設事業 空き家解体後または空き地に賃貸住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額(上限額300万円) ④空き家バンク成約奨励金 上限額5万円/1物件(固定資産税相当額の2倍)

## 121 清水周辺環境保全事業

美郷町清水周辺環境整備・保全計画の整備計画を策定済みの地区所在の清水について、おおむね5世帯以上の方で構成される自治会等が冬期間を除く月2回以上の保全活動を行った場合に補助金を交付します。

担当課 商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

対象者	行政区、自治会、住民活動団体
助成額等	1活動団体当たり 均等割額 1万円 1区分ごとの実績額(3,000円~6,000円)×活動月数 (上限額10万円)

## 122 行政区機能強化事業

行政区の活動を円滑に実施するため、交付金を交付します。

担当課 総務課 総務班 ☎0187(84)1111

対象者	行政区
助成額等	900円×世帯数

## 123 活力ある地域づくり事業

活力ある地域活動を推進するために地域団体が行う事業に対し、事業費の一部を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	行政区、自治会、ボランティア団体、住民活動団体
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額30万円) ただし、累計4回以上の事業については、対象経費の2分の1以内の額(上限額20万円) 累計7回以上の事業については、対象経費の3分の1以内の額(上限額10万円) 伝統行事については対象経費の2分の1以内の額(上限額5万円) ※補助金額が1万円未満となる事業は対象外

## 124 ボランティア活動支援充実事業

福祉の向上に寄与する団体が実施するボランティア事業に対し、事業費の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	1年以上の活動実績を有し、福祉活動を主たる目的とし、公益的性格の強い事業を行う団体等
助成額等	次の交付基準に定める額と交付申請額を比較し、少ない方の額を限度額とする。 ・均等割 会員数 20人未満 5,000円 20人以上50人未満 1万円 50人以上 1万5,000円 ・会員割 会員数 1人当たり 500円 ・事業割 福祉(高齢・障がい・母子・児童を対象とする事業)目的とする事業計画の2分の1以内の額 ※交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

## 125 地域活動拠点整備事業

自治会の集会所等の新築、増改築および備品整備をする場合に、事業費の一部を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	行政区
助成額等	対象経費の2分の1から4分の3以内の額 ※上限額【新築】600万円 【増改築】200万円 【備品】30万円 交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。 ※新築および増改築の場合、補助対象事業費が10万円未満は対象外 ※備品整備の場合、補助対象事業費が3万円未満の場合は対象外

## 126 結婚新生活支援事業

婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、少子化対策の推進ならびに若者の定住促進を図るため、新婚世帯に対し住宅取得、住宅リフォームまたは住宅賃借および引っ越しに係る費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

対象者	・令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻した夫婦 ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の所得合計金額が年間500万円未満 ・申請時点で夫婦双方または一方の住民票の住所が町内居住地であること
助成額等	次のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に支払った費用について、婚姻日における満年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯につき60万円まで、それ以外は30万円まで助成 ・住宅の取得費(建物のみ) ・住宅のリフォーム費 ・賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料 ・引越費用(業者へ支払った費用) ※助成要件、助成額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

## 127 出会い創出事業

独身男女の出会いの場を提供する町内団体や民間企業に対して、交流イベント等の費用を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	町内の民間団体および企業
助成額等	上限額30万円 ※助成対象事業・経費、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

## 128 あきた結婚支援センター 入会登録料助成事業

あきた結婚支援センターに入会する際の登録料を全額助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	①新規にあきた結婚支援センターに入会する方 ②すでにあきた結婚支援センターに入会しており、令和6年4月1日以降に更新手続きをする方
助成額等	登録料の全額(1万円)